

女川町監査委員告示第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 5 項及び女川町監査基準（女川町監査委員訓令第 1 号）第 2 条第 2 項の規定により監査を行なったので、同法第 199 条第 9 項及び同監査基準第 17 条第 1 項の規定により、これを公表する。

令和 4 年 11 月 10 日

女川町監査委員 木 村 繁

女川町監査委員 佐 藤 誠 一

監 査 結 果 報 告 書

1 監査の種類 財務監査

2 監査の期日等

期 日 令和4年10月19日（水）
場 所 女川町役場 3階 大会議室B
監査委員 木村 繁 ・ 佐藤 誠一

3 監査の対象

今回はシステム関連業務委託に絞り、監査委員合議の上で2課、5業務委託を抽出の上監査した。

- (1) 庁内システム等運用管理支援業務委託（企画課）
- (2) 情報系サーバ外部管理業務委託（企画課）
- (3) 統合型GISデータ追加更新業務委託（企画課）
- (4) 総合住民情報システム機器保守点検委託（総務課）
- (5) 団体内統合宛名システム等保守業務委託（総務課）

4 監査の着眼点（評価項目）

業務委託が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織及び運営の合理化に努めているか。また、セキュリティ対策は適切に行われているか。

5 監査の実施内容

各所管課から監査調書として委託契約状況調べ及び関係資料を提出の上、業務委託の概要の説明を受け、質疑応答を行うという形で監査を行った。

6 監査の結果

今回監査した5つの業務委託については、概ね適正に運用されていると認められた。